

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係



形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、**実務面では現在と基本的に変わるところはありません。**

センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆様には、**今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。**

2 業務仕様書（就業条件）の明示



会員の就業に当たっては、原則として、**センターから就業を予定する会員に対して、就業前に、書面または電磁的方法（「Smile to Smile」等）により※、業務の内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」（就業条件）をお示しします。**

その上で、当該業務を受けるかどうかご判断いただき、同意いただくことで、発注者との間に契約関係が成立することになります。

※発注者が個人・家庭の場合は、口頭説明の場合もあります。

3 デジタル化による対応について



会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、会員の皆様に来所していただく手間がかかるとともに、時間や経費がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。

すでに「Smile to Smile」への登録をご案内しておりますが、**未登録の方におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とする「Smile to Smile」への登録をお願いします。**（詳しくはセンター職員にお尋ねください。）

4 報酬（配分金）の扱いについて



報酬（配分金）については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。

また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。